

## 令和3年 第6回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月30日(水) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)  
会 長 1番 米良 成志  
副会長 10番 金丸 幸子  
委 員 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔  
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (1人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出 席 農地利用最適化推進委員(5人) 欠席 0名  
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田初美 米澤 一夫
7. 議事日程 報告第 6号 農地の所有権移転及び転用届出の件について  
報告第 7号 農地の用途変更届出の件について  
議案第11号 農地の所有権移転申請の件について  
議案第12号 農地の所有権移転及び転用申請の件について

### 8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は9名で議事録署名委員は6番委員と7番委員です。宜しくお願い致します。。

『報告第6号農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第6号農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。議案書は2頁と3頁になります。農地法第5条の規定による届出になります。次のとおり受理したことを報告いたします。2頁3頁に記載されているとおり、申請が6件の有償の所有権移転であります。申請1件目、場所は栄ヶ丘1丁目2筆登記簿地目が畑で、現況地目が雑種地の合計434㎡、申請事由が住宅用地の転用となります。申請2件目、大字加草字細狩の1筆で現況地目が畑の316㎡、申請事由が住宅用地の転用となります。申請3件目、大字加草字細狩で1筆、登記簿地目が畑で現況地目は山林原野の5,023㎡、申請事由が植林を行う予定でございます。申請4件目、須賀崎1丁目1筆登記簿地目が畑353㎡、申請事由が住宅用地としての所有権の転用となります。申請5件目は須賀崎1丁目1筆で4件目に隣接していて、登記簿地目が畑96㎡、申請事由が申請4件目の住宅進入路の確保になります。申請6件目、庵川西6丁目1筆、登記簿地目が畑で現況地目は雑種地の298㎡、申請事由が会社従業員等の駐車場を有する為の所有権移転転用となります。

4頁から11頁に地図を掲載しております。4頁5頁に申請1件目の栄ヶ丘地区の2筆を示しており、栄ヶ丘町営住宅Aの北西側に申請農地があります。6頁7頁に申請2件目3件目の2筆を示しており、町道本町加草線の西側に三宝荒神社があり、その周辺に申請農地があります。8頁9頁に申請4件目5件目の2筆を示しており草川小学校の東側に申請農地があります。10頁11頁に申請6件目の1筆を示しており庵川漁協周辺に、申請農地があります。

議長 説明が終わりました。この件につきましては、報告議案でございますので、それぞれ把握しておいてください。次に『報告第7号農地の用途変更届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 報告第7号農地の用途変更（届出）の件について説明致します。議案書は12頁13頁になります。次のとおり、受理したことを報告いたします。申請5件の7筆になります。場所は大字門川尾末字軍野、何れも地目が田で、面積が申請番号1が855㎡、申請番号2が953㎡、申請番号3が合計で、2,426㎡で、申請番号4が465㎡、申請番号5が2,920㎡、用途は田から畑へ利用するための申請でございます。14頁15頁にかけて申請地の地図になります。城屋敷地区の(有)長友木材の西の方向に申請番号1から申請番号6の申請農地が並んで掲載してあります。1かたまりの申請でございます。

議長 説明が終わりました。この件につきましても報告議案でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。

次に『議案第11号農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。

(5番委員は議案の申請人なので、退室をお願いします。)

事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第11号農地の所有権移転申請の件について説明いたします。議案書は16頁になります。次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。申請5件の7筆で、賃貸借権の設定でございます。申請番号1、大字川内字内野輪、地目が田で、1筆2,578㎡、申請番号2、大字川内字総図、地目が田で、1筆1,623㎡、申請番号3、大字川内字奥野、地目が田で、2筆3,240㎡、申請番号4、大字門川尾末字軍野、地目が田で、1筆1,008㎡、申請番号5、大字門川尾末字中新地、地目が田で2筆2,249㎡、申請事由が全てにおいて、自作労働力の不足により貸付するものでございます。18頁から27頁にかけて地図を記載しております。18頁19頁に申請番号1の農地があります。詳細は19頁の上の方に活性化センターのグラウンドがありまして、その南側に基盤整備した農地があります。20頁21頁に申請番号2の農地があります。三ヶ瀬、大原地区の集会場が21頁の上の側にあり、その南の方に申請農地があります。22頁23頁に申請番号3農地があります。市の原川の左岸に2筆申請農地があります。24頁25頁に申請番号4の農地が城屋敷地区の木ノ宮神社の南側に申請農地があります。26頁27頁に申請番号5の申請農地があります。城屋敷地区の集会場の南側に2筆、申請農地があります。

議長 説明が終わりました。地区が2つに分かれておりますので、まず申請番号1～3の三ヶ瀬地区推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員 推進委員の安田です。申請番号1～3について説明いたします。6月23日事務局の岡田係長、黒木委員、安田元信委員と私の4人で現地確認を行いました。

申請番号1が通称西門川の三ヶ瀬地区の阿仙原、申請番号2が大原、申請番号3が市の原、場所的にはすべて三ヶ瀬地区となります。3の貸付人は1と2の貸付人と同居している母親でございます。実質3も1、2と同様その息子が管理している状態でございます。その貸付人も歳を重ねる中で、体力的に不安を感じはじめて、それぞれの土地と隣接している耕作している人に相談したところ快く耕作を引き受けてもらったところです。借受人の3人は西門川では重要な担い手で、農地を規模拡大して頑張っております。事務局で確認したところ、農地法3条の各要件を満たしているとのことで、本案件につきましては、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 申請番号1、2、3につきまして推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題は無いようですが、賛成の方挙手願います。全員賛成です。

次に申請番号4、5の城屋敷地区推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

推進委員の白木です。申請番号4、5についてご説明いたします。6月15日に事務局の岡田係長、児玉委員、金丸委員と私の4人で現地確認を行いました。申請番号4は木ノ宮神社の南側にある農地で借受人は地区でも有能な農業者であり、貸付人は母の名義ですが息子さんの労力が不足してきたということで継続して貸し付けるもので、何も問題はありません。申請番号5は中新地に2筆あり借受人は城屋敷地区の有能な農業者であり問題が発生することはありません。これも貸付人の労力が不足しているということで、継続して貸し付けるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 申請番号4、5について推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題は無いようでございますが、賛成の方は挙手願います。全員賛成です。

『議案第12号農地の所有権移転及び転用申請の件について』を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第12号農地の所有権移転及び転用申請の件について説明いたします。議案書は28頁になります。農地法第5条（県知事）の許可による所有権移転申請です。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請1件の所有権移転と転用申請です。場所は大字門川尾末字岡ノ前5072-1、地目が畑で、1筆433㎡、申請事由が個人住宅（農家住宅）建築でございます。29頁30頁に地図を掲載しております。国道388号の、小園交差点の南方向に申請農地があります。

議長 説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

6月15日に事務局の岡田係長、児玉委員、金丸委員、宮崎県の門脇様と私の5人で、現地調査を行いました。国道388号交差点一つ手前の町道を入りまして、右側に申請農地があります。この土地は畑になっており、現況は畑の上に除草シートを張っています。土地周辺は住宅家屋が立っている所です。その1画に申請農地がございます。譲渡人と譲受人は兄妹の関係で、トラブル等発生することはありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題は無いようでございますが、賛成の方挙手願います。全員賛成です。

以上持ちまして、令和3年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

令和3年6月30日

議事録署名人

6番委員

藤本 邦弘

7番委員

梶玉 道治